

## 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習(ライフル銃)の実施予定について(令和6年5月中)

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり実施致します。

- 1 実施場所  
沖縄県那覇市字銘苅227-1 沖縄ライフル射撃場
- 2 銃種  
ライフル銃
- 3 実施日時、場所及び受講定員

講習実施場所	使用銃種・使用実包	講習実施日時	受講定員
沖縄ライフル射撃場	ライフル銃 (30口径・22口径)	令和6年5月15日(水曜日) 午後2時 ※申込期限 令和6年5月8日 午後5時まで	1人
		令和6年5月22日(水曜日) 午後2時 ※申込期限 令和6年5月15日 午後5時まで	1人
		令和6年5月29日(水曜日) 午後2時 ※申込期限 令和6年5月22日 午後5時まで	1人

- 4 備考  
申込みについては、県内各警察署の生活安全担当課又は警察本部生活安全企画課までお問い合わせ下さい。  
なお、申込みについては、休日を除く午前9時30分から午後5時までとなっています。